

被災農業者向け経営体育成支援事業

対策のポイント

平成23年度冬期の大雪による農業被害、平成24年4月の暴風雨による農業被害及び平成24年5月の突風、降ひょうによる農業被害（以下「気象災害による農業被害」という。）により被災した農業者に対し、既存の国の予算の活用により農産物の生産に必要な施設の復旧を緊急的に支援します。

<背景／課題>

平成23年度冬期の大雪による農業被害、平成24年4月3日から5日にかけての暴風雨による農業被害及び平成24年5月6日に発生した突風、降ひょうによる農業被害（以下「気象災害による農業被害」という。）により、農産物の生産に必要な施設が倒壊し、農業経営の安定化に支障をきたす事態となっていることから、当該施設の再建等に対して緊急支援を行う必要があります。

政策目標

被災農業者の農業経営の維持

<主な内容>

気象災害による農業被害を受けた農業者が農業経営を維持していくために必要な農産物の生産施設の復旧等の経費を国が直接支援します。

1 助成対象者

気象災害による農業被害について、市町村から被災証明があり、地方単独事業により支援を受け、又は融資を受けて、被災施設の復旧等に取り組む農業者であること。

2 支援対象

平成24年4月1日以降の以下に掲げる取組を対象とする。

- ① 農産物の生産に必要な施設の復旧又は気象災害による農業被害前の当該施設と同程度の施設の取得
- ② 農産物の生産に必要な施設を修繕するために必要な資機材の購入
- ③ ①と一体的に復旧し、又は取得する附帯施設の整備

3 事業実施主体 地域協議会等

4 補助率 3／10以内

5 活用額 17億円